

新潟家庭裁判所委員会(第24回)議事概要

第1 日程等

1 日時

平成27年7月16日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

石田央, 上田容子, 梅津昭彦, 貝瀬伸一, 佐藤陽一(委員長), 田口紀子, 成田美和, 三部正歳, 横田正久(五十音順, 敬称略)

(2) 委員以外の裁判所出席者

飯塚素直裁判官, 河野郁江首席家庭裁判所調査官, 仁瓶正人次席家庭裁判所調査官, 前田勉次席家庭裁判所調査官, 工藤敏之首席書記官, 新田一男次席書記官, 森田正則事務局長, 田崎徳行事務局次長

第2 テーマ

少子高齢化社会において家庭裁判所が果たす役割について

第3 議事

1 新委員からの自己紹介

2 委員長代理の指名

委員長代理として田口紀子委員(新潟家庭裁判所判事)が指名された。

3 テーマに関する説明

裁判所出席者から, 人の一生の各年代・ライフステージに沿って, 家庭裁判所と関わりのある事例を取り上げ, その手続について説明が行われた。

4 意見交換

(委員長)

裁判所からの説明を踏まえて, 御意見など活発な議論をお願いしたい。

○ 養子縁組許可事件及び特別養子縁組成立事件について

(委員長)

昨日, テレビの番組で特別養子縁組のことが偶然取り上げられていた。欧

米では血の繋がりの全くない子を引き取るという養子縁組は数多く行われているが、我が国の場合は、いわゆる連れ子など、配偶者の子を養子とするケースが非常に多く、血の繋がりのない子を養子とするケースは多くはないという話があった。また、「夫婦は、もともと他人同士が一緒になり一つの家庭を形成しようとするものであるから、親子であっても血が繋がっている必要はそれほどないのではないか」という話があり印象に残った。言われてみればそうかという気もしたが、それでも裁判所で仕事をしていると、親子の血の繋がりの問題というのは、いろいろな場面で遭遇することがある。

少し場面は違うが、最近はDNA鑑定が非常に発達したことから、婚姻している夫婦間の子でも、後になってDNA鑑定により、夫の子ではないことが明らかになった場合にどうするかという問題があり、裁判でも争われた。昨年、最高裁判所が、法律的な親子関係というのは民法で一定の要件のもとに決めているのだから、DNA鑑定だけで全てを決めるわけにはいかないという一つの判断をした。これについては意見の対立があるところである。

(委員)

今回紹介があった特別養子縁組の事例は、要件である「特別な事情」が認められたというケースであり、「特別な事情」というのは個別具体的に判断することになるのだと思うが、それが認められる場合と認められない場合の典型例を教えてください。

(委員)

今回紹介した事例もそうだが、実際に特別養子縁組を申し立てられるのは、実の親が子を育てる意欲も能力もなく、親族の援助を受けても監護養育ができないという事案が多い。特別養子縁組は、親族関係が切れるということを前提に、それでもなお、子を育てることができないからという観点で申し立てられるものなので、実際には今回紹介したような事案が一番多いと考えられる。

「特別な事情」がある場合というのは、実父母が、監護が著しく困難、要するに育てることができない状況にある、あるいは、実父母による監護養育によっては子を適切に育てられないような状況にあるという場合を想定している。

(裁判所出席者)

最初から児童相談所が関わりを持っていて、児童相談所の支援あるいは指導の下に申し立てられているケースと、児童相談所が全く関わっていないケースに分けるとすると、児童相談所が関わりを持っているケースは、それまでにかなり手厚く子の福祉に配慮した経緯があることが多く、特別養子の判断をする上で必要な材料がクリアになっている場合が多いという印象である。一方で、児童相談所が関わっていないケースでは、出生の経緯とか、裁判所に申立てをするまでの間の子の養育状況が分からないということがあり、そういう場合は、かなり慎重に調査をしているという実情がある。

(委員長)

特別養子という制度は昭和の終わり頃からのもので日が浅く、事例が少ないものではあるが、ニーズは間違いなくある。いわゆる藁の上からの養子と言われる、生まれたときから自分の子どもとして育てたいという要請が昔から社会的にあり、それを法律的に何とかできないかということで法律上作り出された制度であって、戸籍を見ても養子だということが分からず、また、実の親との関係は法律的にも切り離すといったように徹底したものである。制度の採用に当たってはいろいろな議論があり、例えば医学界からは優生性等の疑問が出されたこともあった。

(委員)

産科医などでは斡旋している医者もいるが、学会などでそういった方の意見を聞くと、斡旋して養子縁組をしたときには、かなり早期の段階でそういう状況の子どもであるということを本人に教えており、それが一番重要だということであった。

(委員長)

昨日のテレビの番組でも、子どもへの告知が養子縁組の中で一番難しい問題だと取り上げていた。

特別養子に限らず、就職や進学の際に本人が養子であることを知ることが問題になっている。番組の中では、思春期のときに初めてそのことを告知するというのは、子どもにとっては非常に有害だという話が出ていた。

(委員)

私が聞いたところでは、養子縁組をしたということは必ずばれるものであり、親戚等からそれを知らされるのが最悪のケースであるということだった。

(委員)

特別養子縁組は、一回養子になってしまうと、離縁は非常に難しいものである。今回紹介されたケースでは、実の母親はまだ高校生と若いので、今後大人になりしっかりしたときに親に戻りたいという気持ちが出てくることもあるのではないかと。例えば、姉夫婦がどうしても特別養子にしたいと言ってきたとしても、将来的に母親の気持ちが変わることも十分あるので、今の段階でわざわざ実の母親の縁を切るということまでは認め難いと判断して、特別養子縁組ではなく、普通養子縁組を勧めるというような調整をすることはあるのか。

(裁判所出席者)

実際、「未成年が妊娠、出産した」というケースは、特別養子の事例としては少なくない。また、「婚姻できない関係の人との間の子」というケースも同様にある。今回紹介したケースで言えば、実母は未成年であるので、家庭裁判所の手続の中では、未成年の将来のことも考えて、しっかりと調査をしている。実母の意向や将来のことはもちろん、手続をすると親子関係が切れてしまうこと、将来叔母としてやっていかなければいけないということは、通常は調査の中で説明をしている。また、未成年の場合は、その親も一緒に調査の対象として、様々な場面を想定して判断をしている。だから特別養子縁組の成立をさせずに、普通養子として判断していくこともなくはないと思う。今回紹介したケースでは、将来のこと、出産した経緯、我が子の命名をした経緯、子に対する養育意欲がなく、非常にマイナスのところがあるという点を考えたということである。

通常、婚外でできたり、未成年者が出産した子については、親族ではない全く関係のないところに特別養子とするケースの方が多い。今回紹介した事例はイレギュラーなケースだと思う。

(委員)

父親が行方不明というケースは多々あると思うが、例えば、戸籍上認知を

していなければ父親はいないものとして、母親の同意だけで手続をするのか。それとも認知をしていなくても父親が分かっているようなケースの場合は、その父親の意向を聞いたりすることはあるのか。

(裁判所出席者)

実務では、認知をしていなくても実の父親が分かっており、将来認知する可能性があったり、子とある種の生活関係を持っているようなケースでは、裁判官と相談して調査官が調査することは十分考えられる。

(委員)

そういった場合、仮に父親が同意しない場合は、特別養子を認めないということもあり得るのか。

(裁判所出席者)

それはあり得ると思う。

(委員長)

特別養子縁組をした場合の縁組解消の難しさについてはそのとおりだが、仮に普通養子縁組を選択した場合でも、実母から、その縁組をやめてほしいので離縁してもらいたいといった場合は、認められない。子あるいは養親が、縁組を解消したいということが必要である。養子に出した方がやめたいと言っても認められないというのは、特別養子でも普通養子でも変わらない。そういった点は、縁組を認めるかどうかの際に、かなり慎重に、いろいろな可能性や将来のイメージを具体的に説明して、決心が揺るがないことを確認している。

養子縁組はデリケートで難しい問題があるが、実際に親が育てられないケース、例えば亡くなってしまったとか、肉体的あるいは精神的な理由で子を育てられないということは、現実にある。一方で、いろいろな理由で子をもうけることができないという方々がいることも間違いない。そういった人たちに対する一つの方策として養子縁組の制度があるので、いろいろな機会に制度の活用についてお話いただければと思う。

○ 名前の変更許可事件について

(委員長)

私が経験した事例で、男性なのに読み方が女性のようにであり、男女を間違

われるので名前を変えてほしいという事例があった。

(委員)

最近は無性別な名前が多い気がするのですが、その程度では認められ難いのではないだろうか。

「名の変更を求める正当な理由として考慮されるべき事由」として、レジュームに①から⑤まで挙げられているが、一般論として、①の「営業上の目的から襲名する必要のあること」という事例は結構あるのか。これは他の②から⑤の事由と趣旨がかなり異なるようであるが、日本の伝統であるのか。

(委員長)

事例としてはあり、継続使用するということがその前提としてある。特に商売をしている方は、日本の場合は父親と同じ名前を付けることが戸籍上認められないことと相まって、その父親が亡くなって、何代目何々という名前にしたいという変更を申し立てる事例はある。

その他によくあるケースとして、子どもが病気がちで、占いで見てもらったら名前が悪いということで申し立てられることもある。その理由を正面から言われた場合には、変更を認める裁判所はまずないはずであるが、そういった場合でも全く認める余地がないということではなく、長年その名前を使ってきたという永年使用で認めるケースはある。どうしても名前を変えなければ、何年間かその名前を使ってくださいという説明をすることはある。

(委員)

最近、「きらきらネーム」というものがあるが、例えば子どもがその名前を非常に嫌がっているので変えてもらいたいと言ってきた場合は、どうするか。

(委員)

実際に「きらきらネーム」を変えてくれという申立てもある。それが子にとっての福祉に反するような名前であると認められる場合は、名前を変える方向での検討もする。小さい子の場合、そもそも社会生活を営んでいないので、その意味においては、名を変えることによる社会生活上の混乱はそれほど起きない。子の場合、永年使用も短い期間で考えられる話であるし、

子が学校生活上困るような名前であるとか、学校に行く前に変えた方がいいとか、いろいろな事情を総合考慮した上で、それが正当な理由に当たると判断して名前の変更を許可するということはあると思う。

(委員)

宗教上の理由で名前を変えたいという場合はどうか。

(委員長)

レジュメの③「神官若しくは僧侶となり又はこれをやめるために改名する必要のあること」にあたるが、宗教上の理由でということは結構尊重されている。

(委員)

子どもが名前を変えたいといった場合、15歳未満は法定代理人が申し立てるということだが、その場合は親が変更の申立てをするということか。

(委員)

14歳では本人の申立てが認められないかというのは別の問題になるが、15歳未満の場合は親が申し立ててくるのが通常である。親が「つい読めないような名前を付けてしまったが、生活してみると子どもが本当に嫌がっているし、近所の子どもにもからかわれ、このままだといじめの対象になるので変えてあげたい。」と言って、名前の変更の申立てをしてくることもある。

(委員)

今のように、「きらきらネーム」を付けてしまったことで、子どもが苦労していると分かってくれる親ならいいが、子どもは小学校などで苦労していて、名前が違ったらいいのにと思っているが、親はそう思っていないという場合もあると思う。そういったケースでは、何か手助けすることはあるのか。子どもがからかわれて一番嫌だと思う時期は小学校や中学校の頃だと思いが、やはり親が名前を変えようと思わないと子どもは変えることはできないのか。

(委員長)

「きらきらネーム」に限らず子どもの名前というのは、学校では非常に柔軟な対応をしていると聞いている。例えば、外国人の方で、日本人のような

名前で呼ばせたいということがあると、学校の方でも無用の混乱は避けたいし、子どもにとってもつらい思いをされるからということで、法律上戸籍の名前で記録を残すこととされている学籍簿以外は、卒業証書を含めて全て通称名を認める扱いをしていると、かなり以前から聞いている。学校ですべて通称名を使用していると、周りもその通称がその子の名前だと思っているし、例えば何年か分の通信簿を持ってきて変更の申立てをすることもできる。ただ、今言われたのは子どもだけが悩んでいるケースということだが、それは親に気が付いてもらいたいところである。

(委員)

全体の件数としては年間どのくらい申立てがあり、レジュメの①から⑤の事由では、どのくらいの割合で申立てがあるのか。また、永年使用の場合に、どのような証拠に基づいて永年使用を認めているのか。

(裁判所出席者)

昨年の統計になるが、新潟管内では申立件数が67件あり、家裁本庁では29件の申立てがあった。申立ての事由の内訳については、現在用意をしていない。

(委員)

経験で言えば、レジュメの④「珍奇な名、外国人に紛らわしい名又は甚だしく難解、難読の文字を用いた名等で社会生活上甚だしく支障のあること」の理由が圧倒的に多い。その中でも一番多いのは、「ずっと通称を使ってきており、社会生活上も通称名で通っているから社会生活上甚だしく支障があるので変えてほしい。」という理由である。

証拠となる資料として提出されるものとしては、自分が受領した消印のある手紙等が多いが、その他、通信簿や名簿、通帳、領収書など通称名が記載されたものを証拠として持ってこられる。

(委員長)

消印を確認できるものでは、最近では少ないが、年賀状などがある。その他、提出される証拠では、通帳等の資料も多いし、表彰状などもある。

(委員)

戸籍上の名前以外を使うことに対して、何か罰則等はあるのか。例えばペ

ンネームや僧名などを郵便やいろいろな場面で使うことは問題があるのか。

(委員長)

法律上の名前を使わなければいけない場面で、違う名前を使用すると、私文書偽造同行使になることはありうる。ペンネームや通称を使うことはよくあることだし、結婚した後も仕事の上で旧姓を使うこともあるが、そのこと自体が問題となることは通常はあまりない。ただし、どうしても戸籍上の名前を使わざるを得ない、例えば運転免許の申請などの際に通称を使用しようとする問題になることはある。

名前の変更の問題は、社会の変化や住む地域によっても違ってくる場面があると思う。ある部落で、結婚したら配偶者の姉と同じ名前になってしまったというケースで名前の変更を認めたこともある。

○少年事件について

(委員長)

少年事件については、事件数は激減しているが、少年と家庭の問題というのは非常に密接だということを痛感している。調停事件を担当していて、当事者の子どもが少年事件で担当した少年だったというケースもある。

(委員)

紹介されたケースでは、非行を起こした少年の生活背景として、家庭内別居の父母の影響があつて観護措置となったということだが、家庭裁判所として父や母に何かアクションを起こすことはあるのか。

(裁判所出席者)

どうアクションを起こすかということは一概に言えないが、父母に気付いてもらうような働き掛けはすると思う。父母は、自分たちの問題と子どもの問題は関係がないかもしれないと思っている場合もあるが、そのようなときは、「本当にそうでしょうか。」という言葉掛けから始まり、「もしかしたらつながりがありますよね。」、「それを解決するにはどうしたらいいでしょうか。」、「二人での話合いが難しいようであれば、家庭裁判所で調停という手続もありますよ。」というような話の持っていき方をするのではないかと思う。そのような話をすると、「実は夫婦の問題が子どもに影響を与えていると思っていたんです。」と言われるケースもある。

(委員)

法律上、離婚する方がいいということか。

(裁判所出席者)

そういう場合もあるということである。子どもが小さければ小さいほど、親の争いが悪影響を与えるということもあり得る。例えば、離婚したことで夫婦としては別れてしまうけれども、それにより夫婦の問題がクリアーになることで親と子の関係がより親密になって、面会交流が円滑に行われるなどして子どもにとって良い影響となる場合もある。

(委員)

家庭内別居というのは日本に特有の現象なのか。

(裁判所出席者)

問題をあまり顕在化させないで家庭の中に包み込んでいるというのは、日本の子どもたちを取り巻く家庭の中では少なくないと思う。それが諸外国と比較してどうかということとは言えないが、例えば、紹介したケースの場合で言うと、50代の母親が家を出て生活していくよりも、家庭の中で生活していく方が現実的と言える。親と一緒にいることを子が望んでおり、夫婦の関係は悪くても、子どもが親をつないでいるという場面を見ることもある。

先ほど、親にどのような働き掛けをするかという質問があったが、少年事件の場合は、必ず親の調査面接をしているし、必要であれば家庭の調査にも行っている。調査をしていると、別々にしか家庭裁判所に来ない親もいるし、同席させればけんかになる親や、全く同席できない親もいる。そういった中で、子どもが両親をつなぐ役割を果たしていることがある。子どもが問題を起こすことで、その問題と向き合っているときは親が協力し、その間は家族が保てるというような微妙なバランスを取っているケースを、家庭裁判所に来る少年事件や少年事件が背景にある家事事件の関係で見ることがある。少年が非行を犯すことなく、自分の生活を取り戻していくためには、親にそこに気づいてもらうことが一番大事である。少年係の調査官としては、先ほどの説明のように、家族の有り様をみんなで確認して、共有し、もう一回振り返ってもらうような働き掛けをしていくということになる。少年事件の両親は離婚せず、長年にわたり微妙なバランスを取って家族を保ってきて

いる場合もあるので、逆に離婚するのは難しいのかもしれないというのが実務的な実感である。家庭裁判所の実務の中では、離婚調停などの問題で家庭裁判所が関わる時を入口として、「お子さんはどうですか。」という場合と、少年事件を入口として、「家族全体をどうしていきますか。」という場合の両方のアプローチの仕方があるかと思う。

(委員)

そういった中で、家庭裁判所だけではなく、相談機関などのいろいろな機関と連携が広がっていく場合はあるのか。また、その場合には、家庭にとって良い効果が期待できると考えていいか。

(裁判所出席者)

そのとおりである。少年事件では児童相談所と関わる頻度が比較的多い。ただし、児童相談所は虐待への対応で多忙を極めていて、非行少年の問題についてマンパワーが足りていないというのが実情のようである。学生であれば、学校はすごく影響が大きい存在である。高校生は、退学などの問題もあるので、学校が承知していない場合はこちらからの連絡は控えるが、中学生については、中学校と連携をしながらやっていくということは多い。

(委員長)

少年に関しては、県や市の機関も含めて、様々な関係機関との連携ということを家庭裁判所は心掛けている。また、日頃からそういった場面での御協力や情報交換をよろしくお願ひしたい。

本日いただいた貴重な御意見、議論の内容を家庭裁判所の今後の実務の運用などの参考として役立てていただけるよう、家庭裁判所委員会としては期待することとする。

第4 次回期日等

1 期日

平成28年2月3日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

2 テーマ

少子高齢化社会において家庭裁判所が果たす役割について(2回目)